

# 入札説明書

## 1 入札に付する事項

工事等件名

鶏舎入気口フィルター及び細霧装置設置工事((株)エムイーシーフーズ木更津農場)

数量

一式

別添入札公告及び仕様書のとおりとする。

## 2 入札参加者に必要な事項

- (1) 入札公告の日から開札の日までの間に、行政機関等から入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (2) 入札公告の日から開札の日までの間に、行政機関等から指名停止及び入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (3) 次の各号のいずれかに該当しないこと。
  - ・当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

## 3 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札公告等における入札に参加する者に必要な資格に関して、一般競争入札参加資格確認申請書（別記第2号様式）を入札公告に記載された期日までに持参又は郵送（書留に限る）により提出しなければならない。
- (2) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、千葉県農業協会会長から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 4 入札及び開札

- (1) 仕様書及び契約書（案）については、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者へ直接配布するものとする。
- (2) 入札参加者は、仕様書及び契約書（案）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札参加者は、紙入札により、入札書の提出期限までに入札書を提出しなければならない。

- なお、入札書については、別紙第1号様式の1により作成し、入札書の提出期限までに、直接又は郵便（書留郵便に限る）により、提出場所に提出しなければならない。
- (4) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (5) 入札書の提出場所及び提出期限は、別添入札公告のとおりとする。
- (6) 入札参加者又は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
- ア 購入等件名
  - イ 入札金額
  - ウ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合はその商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印（法人の場合は代表者印）
- (7) 入札書は、封筒に入れ封かんし、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「8月30日開札〔鶏舎入気口フィルター及び細霧装置設置工事（株）エムイーシーフーズ木更津農場〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (8) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (9) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 入札参加者は、入札書と同時に別紙第3号様式による誓約書を提出するものとする。
- (11) 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (12) 入札参加者は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸費用を含め入札金額を見積もるものとする。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (13) 入札参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (14) 開札の日時及び開札の場所は、別添入札公告のとおりとする。
- (15) 開札は、入札参加者が出席して行うものとする。
- (16) 入札参加者が開札に立ち会わない場合においては、入札執行事務に関係のない者を立ち会わせてこれを行う。

- (17) 開札場には、入札参加者並びに入札執行事務に関係のある者及び(17)の立会者以外の者は入場することができない。
- (18) 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (19) 入札参加者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか開札場を退場することはできない。
- (20) 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための談合をした者
- (21) 開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合の再度入札は、次のとおりとする。
- ア 再度入札は、原則として2回とする。
  - イ 入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。
  - ウ 入札に参加しない者は、再度入札には参加できないものとする。
- 入札参加者のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

## 5 入札保証金 免除

## 6 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 購入等件名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 購入等件名に重大な誤りのある入札書
- (5) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (6) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (7) 誤字、脱字、加筆、修正等により意思表示が不明瞭である入札書
- (8) 入札公告等において示した入札書の提出期限までに到達しなかった入札書
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (10) 明らかに談合であると認められる入札書
- (11) 必要な記名、押印、署名を欠く入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 7 落札者及び落札価格の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち予定価格以下で最低価格をもって入札した者を落札者とし、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を加算した金額を落札価格とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない者にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者を決定したとき又は落札者とされなかった入札参加者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札参加者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札参加者に通知するものとする。

ただし、開札に立ち会った入札者には、開札の場所において、口頭で通知することでこれにかえる。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すことがある。

なお、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を理由に落札者が契約書の取りかわしをしない場合は、正当な理由なく契約を履行しなかったものとみなす。

## 8 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

## 9 契約条項

契約書（案）のとおり。

1 0 その他必要な条件

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、別添入札公告のとおりとする。

1 1 質問及び回答について

質問したい事項がある者は、別添「質問書」に記入の上、令和6年8月21日午後5時までに必ず届くように持参、郵送又はFAXにて提出すること。

なお、質問に対する回答は、令和6年8月23日までに、質問回答書により行う。

1 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(郵便番号) 260-0021

(所在地) 千葉市中央区新宿 2-12-1 新宿レジデンス 201

(機関名) 千葉県農業協会

(電話番号) 043-239-5045

(ファックス番号) 043-239-5048